



- 弁護士会館・裁判所の駐車場は利用できません
- お車でお越しの方は近隣の駐車場をご利用ください

死刑制度の存置・廃止を考えるシンポジウム 事前申込用紙

(2020年8月7日(金) 17:00 福岡県弁護士会館)
 下記事項に記載のうえこのまま福岡県弁護士会宛にFAX下さい
【FAX:092-715-3207】

◆ 氏名 _____ ふりがな _____

弁護士以外の方は以下に連絡先電話番号をご記載ください。

◆ 連絡先電話番号 _____

* この個人情報の利用は受付番号連絡および新型コロナウイルス感染対策のみに限定しそれ以外に使用しません。

(事務局使用欄) 受付番号 _____

Q 世界はどうなっているのですか？

1989年12月15日、国連総会は死刑廃止条約を採択しました。そして、その30年を経過した2019年12月末の時点で、法律上または事実上の死刑廃止国は142カ国で、そのうち死刑廃止条約を批准した国は87カ国です。他方、死刑存置国は56カ国で、そのうち過去8年間（2012年～2019年）で死刑を執行した国は年間20～24カ国であり、この8年間連続して死刑執行した国は以下の8カ国です。

中国（致死薬・銃殺）、北朝鮮（銃殺）、サウジアラビア（斬首）、イラン（絞首）、イラク（絞首）、日本（絞首）、ソマリア（銃殺）、米国（致死薬・電気椅子 但し現在半数の州が死刑廃止又は死刑モラトリアムを宣言）

Q なぜ、国連総会は死刑廃止条約を採択したのですか？

国際社会は、第二次世界大戦後、国際社会の平和と安全を目的に、国連憲章を締結し、国連を設立して、人権の擁護と国際平和の維持とが不可分の関係にあることを明確にしました（国連憲章第1条3項）。

その後、国連憲章が定める人権の具体的内容を明らかにするため「世界人権宣言」と「国際人権（社会権・自由権）規約、自由権規約（第一選択議定書）」を採択し、さらに、死刑の廃止が人間の尊厳の向上及び人権の漸進的発達に寄与することを確認して、1989年12月15日、死刑廃止条約（自由権規約第二選択議定書）を採択しました。

Q 国連加盟国は国際人権法に従わなくてもよいのですか？

国連加盟国は、国連憲章によって「人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」（国連憲章55条）のために、国連と協力して共同及び個別の行動をとることを誓約しています（同56条）。

日本政府も、1951年9月、サンフランシスコ講和条約（平和条約）に署名し、国連憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力することを宣言して国連加盟国の一員となりました。そのため、日本政府は、国連加盟国の一員として、世界の人権状況の改善に貢献すること、また、各国の人権状況は国際社会の正当な関心事項であって内政干渉ではないとの人権外交を表明しています。

Q 国際社会・国連は国際人権法の普及のためにどのような行動をしているのですか？

国際社会は、国連で国際人権法を採択すれば、当然に、すべての国が国際人権法の基準に従うと考えてはいません。そのため、国連は、人権委員会を人権理事会へと組織変更し、普遍的定期的審査（UPR）を創設して国連加盟国同士で相互に人権状況の改善に向けた審査・勧告を行う仕組みを作りました。また、国際人権法の履行状況を監視する条約機関を創設し、国際人権法の普及に向けた勧告や一般意見を行い、さらに、国連総会において死刑廃止を視野に入れた死刑執行停止を求めるとの決議採択を行い続けています。

2019年9月、自由権規約委員会は、自由権規約第6条で規定している「生命に対する権利（right to life）」について、生命権は、正当防衛など恣意性の介在の危険がない場合を除いて不可侵であること、死刑廃止を目指すことから後戻りできないとの一般意見（General Comment 36）を公表しました。